

御杖村高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種費助成事業実施要綱
の一部を改正する告示

御杖村高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種費助成事業実施要綱(平成 31
年御杖村告示第 90 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「または」を「又は」に改める。

第 2 条第 2 号中「じん臓」を「腎臓」に、「もしくは」を「若しくは」に
改め、「。」を削る。

第 4 条第 2 項中「前項第 1 号」の次に「、」を加える。

附則第 1 項の見出しを削る。

附則第 2 項の前の見出しを削り、第 2 項及び第 3 項を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。